

改正案	現行
<p>第一（略）</p> <p>第二（略）</p> <p>第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等</p> <p>一 入院対象者入院医学管理料の施設基準</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第二項第一号に定める薬剤師の員数以上の員数が配置されていること。</p> <p>(3)（8）（略）</p> <p>二（5）（略）</p> <p>五の二 医療観察児童思春期精神科専門管理加算の施設基準</p> <p>二十歳未満の対象者の診療を行うにつき十分な体制及び相当の実績を有していること。</p> <p>五の三 医療観察依存症集団療法の施設基準</p> <p>当該療法を行うにつき必要な常勤医師及び常勤看護師又は常勤作業療法士が適切に配置されていること。</p> <p>六（略）</p> <p>七 医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準</p> <p>(1) 当該指定通院医療機関における認知療法・認知行動療法に関する講習を受けた医師の有無を地方厚生局長に届け出ていること。</p>	<p>第一（略）</p> <p>第二（略）</p> <p>第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等</p> <p>一 入院対象者入院医学管理料の施設基準</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第一号に定める薬剤師の員数以上の員数が配置されていること。</p> <p>(3)（8）（略）</p> <p>二（5）（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>六（略）</p> <p>七 医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準</p> <p>当該指定通院医療機関における認知療法・認知行動療法に関する講習を受けた医師の有無を地方厚生局長に届け出ていること。</p>

(2) 医療観察認知療法・認知行動療法へあつては、(1)の基準に加え

、当該指定通院医療機関内に認知療法・認知行動療法について経験等を有する専任の常勤看護師が一名以上配置されていること。

八・九 (略)

八・九 (略)